

公共調達におけるグリーン購入法基本方針に基づく JIS マークの活用について (グリーン購入法＝国等による環境物品等の調達の推進に関する法律)

平成24年度の「国等による環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改訂が、平成25年2月5日に閣議決定されました。

改訂のポイントは；

- ① 基本方針の“3.(6)環境物品等に関する情報の活用と提供”に、次の下線部が追記された。「国は、各機関における調達の推進及び業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。また、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。」
- ② 「特定調達品目及び判断の基準等」において、一部品目に対して JIS 適合品が判断の基準を満たす旨の記述が追加された。

この改訂により、環境物品等の公共調達において、JIS マーク等の第三者認証の取得や試験成績書の提出等、事業者等による信頼性確保に向けた取り組みが一層促されることが期待されます。

以下に具体的な適用も含め、制度関連事項について解説します。

1. JIS マークの活用の拡大

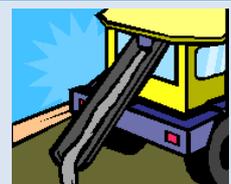
以下の品目については、JIS に適合する製品は、判断基準の全部又は一部を満たすことになります。

【OA 機器】

- ・ 一次電池 (JIS C 8515)

【公共工事】

- ・ 高炉セメント (B種, C種) (JIS R 5211)
- ・ フライアッシュセメント (B種, C種) (JIS R 5213)
- ・ エコセメント (JIS R 5214)
- ・ 高日射反射率塗料 (JIS K 5675)



以下の品目については、ホルムアルデヒドの放散量の基準への適合について JIS マークの活用が可能です。

【オフィス家具等】

- ・ 机 (JIS S 1031) ・ いす (JIS S 1032)、
- ・ 棚 (JIS S 1039) ・ 収納用什器 (JIS S 1033)

【インテリア・寝装寝具】

- ・ ベッドフレーム (JIS S 1102)

【公共工事】

- ・ 繊維板 (JIS A 5905)
- ・ パーティクルボード (JIS A 5908)



※ このほかにも原材料や一般試験方法に JIS が活用されているものもあります。
原材料の例

【公共工事】

- ・ 舗装材 原料に用いる再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出の基準は、
溶融スラグ（J I S A 5 0 3 1）に定める基準によります。

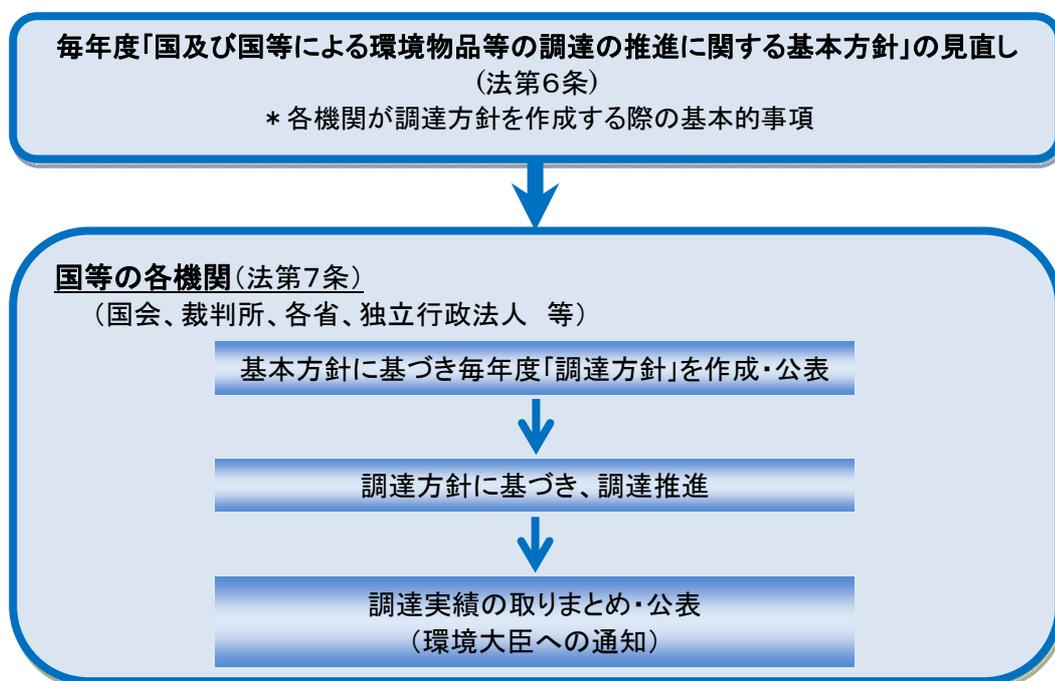
一般試験方法の例

【照明】

- ・ 蛍光ランプ、電球形状のランプ及びLED照明器具
平均演色評価数Raは、J I S Z 8 7 2 6に規定する光源の演色性評価
方法に準ずるものとします。

2. グリーン購入法の仕組み

【国等における環境物品の調達推進】



3. 経済産業省の調達方針

経済産業省の平成25年度調達方針が、平成25年3月8日付け
“20130301会第5号”で公表されました。

これは、グリーン購入法第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達の
推進を図る方針を定めたもので、平成25年度における、特定調達物品目毎の
調達の目標が定められています。

当該方針の第3項7号に、“環境物品等の調達にあたっては、JIS マーク等
により基準への適合根拠を示すなど、事業者による信頼性確保に向けた取組み
を考慮する。”と規定されています。

4. 次年度（平成 25 年度）の方針等の見直しスケジュール

次年度のスケジュール以下の通りであるが、JISCBA としては、グリーン調達での JIS 適合品活用の拡大を目指し、判断基準の内容変更や新たな特定品目の追加等に注力する予定です。

5 月下旬頃から 1 ヶ月程度：特定調達品目に係る提案募集

8 月、11 月、1 月：特定調達品目検討会

8 月頃から 10 月頃：特定調達品目検討会専門委員会

2 月上旬頃：基本方針閣議決定

2 月中旬～3 月中旬：基本方針説明会

JIS 認証取得事業者にとっては、国等の公共調達における JIS 認証取得のアドバンテージを大いに活用下さい。

以上